令和８年（フ）第１８号
群馬県高崎市下里見町53番地４
破産者　藤巻　克彦
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第７１号
群馬県高崎市矢中町1153番地７
破産者　藤ノ木善大
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９８号
群馬県高崎市飯塚町1190番地４　県住Ａ棟205号、前住所群馬県高崎市真町47番地２
破産者　西場　敏明
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１９号
群馬県藤岡市下大塚763番地
破産者　小林　　剛
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３７号
群馬県高崎市八千代町四丁目10番25号　マリオーネ八千代110号
破産者　工藤　良太
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１９９２号
さいたま市中央区上落合１丁目９番３―726号
破産者　黒澤　紀子（旧姓沖山）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４０６号
埼玉県鴻巣市宮前88番地31
破産者　戸ケ崎祐太
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９９号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番25―504号
駅前プラザ、旧住所さいたま市見沼区大和田町１―695―５　Ｍｙスクール２Ｆ
破産者　内田　敏子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５４３号
さいたま市緑区松木１丁目31番地19
破産者　宮川　嶺吾
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８３号
静岡県御殿場市川島田243番地の１　ギャザ川島田307
破産者　冨高幸之助
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３９号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10番45―211号
破産者　數野　智昭
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７９号
さいたま市桜区西堀４丁目７番１―309号
破産者　赤澤　　公
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１００７号
埼玉県戸田市笹目２丁目23番地の57　オークビレッジ５―102号室
破産者　葛西　慶一
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１００８号
埼玉県桶川市神明１丁目１番18号
破産者　島村　知子（旧姓藤原）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５３号
東京都新宿区百人町２丁目22番16―205号、開始決定時の住所さいたま市桜区大字神田311番地２　第２井上マンション202号室
破産者　田邊　　稜
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３０号
埼玉県桶川市若宮２丁目36番13号　オーチャード　ヴィレッヂ207号
破産者　永島美由紀
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７７９号
神奈川県藤沢市川名187番地の１　湘南アビタシオン502号室
破産者　五十嵐駿介
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２２９０号
大阪市旭区太子橋３丁目14番17号
破産者　姫野　修人
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４７０７号
大阪府茨木市星見町２番３号　ソレイユ星見201号、開始決定時の住所大阪府茨木市西安威１丁目16番38号
破産者　河﨑新太郎
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部